

# 公の施設の指定管理者制度導入に係る方針

桶川市

令和5年4月1日（改定）



## 改 定 履 歴

|             |             |
|-------------|-------------|
| 平成16年11月22日 | 策定          |
| 平成25年 8月20日 | 全面改定、資料編を作成 |
| 平成29年 3月31日 | 一部改定        |
| 令和 4年 1月27日 | 一部改定        |
| 令和 5年 4月 1日 | 一部改正        |

## 目次

|     |                                   |   |
|-----|-----------------------------------|---|
| 第1編 | 基本事項                              | 1 |
| 第1  | 指定管理者制度の導入に係る方針                   | 2 |
| 1   | 導入の基本的な考え方                        | 2 |
| 2   | 導入の判断基準                           | 2 |
| 3   | 導入の決定                             | 2 |
| 第2  | 指定管理者の候補者の募集                      | 2 |
| 1   | 候補者の募集の基本的な考え方                    | 2 |
| 2   | 募集の単位                             | 3 |
| 3   | 募集方法の決定                           | 3 |
| 第3  | 指定管理者の候補者の選定                      | 3 |
| 1   | 候補者の選定の基本的な考え方                    | 3 |
| 2   | 候補者の選定基準                          | 3 |
| 3   | 候補者の選定の決定                         | 4 |
| 第4  | 指定管理者による適正な管理運営の確保                | 4 |
| 1   | 適正な管理運営の確保の基本的な考え方                | 4 |
| 2   | 毎年度の事業評価                          | 4 |
| 第2編 | 手続事項                              | 5 |
| 第1  | 制度導入の手続き                          | 5 |
| 1   | 制度の導入及び募集方法の検討                    | 5 |
| 2   | 条例の整備【法第244条の2第1項 <sup>*2</sup> 】 | 5 |
| 3   | 指定期間【法第244条の2第5項】                 | 5 |
| 4   | 利用料金制度【法第244の2第8項】                | 5 |
| 第2  | 指定管理者の指定手続                        | 6 |
| 1   | 指定管理者の募集                          | 6 |
| 2   | 指定管理者の候補者の選定                      | 6 |
| 3   | 指定管理者の指定                          | 7 |
| 第3  | 個人情報保護と情報公開                       | 7 |
| 1   | 個人情報保護                            | 7 |
| 2   | 情報公開                              | 8 |
| 第4  | 指定管理者による適正な管理運営の確保                | 8 |
| 1   | 確認、検証及び評価（モニタリング）の手法              | 8 |
| 2   | 指定の取消し・業務の停止【法第244条の2第11項】        | 9 |

## はじめに

平成15年9月2日に地方自治法が改正され、同法第244条の規定に基づく「公の施設<sup>※1</sup>」の管理について、同法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者制度が創設されました。

この指定管理者制度は、民間事業者やNPOを含む法人その他の団体が有するノウハウを、公の施設の管理業務に活用することにより、住民サービスの向上と、施設の設置目的を効果的に達成することを目的としています。

これを踏まえ、本市におきましても平成18年4月より、第1期として制度の導入を開始し、現在、第4期（平成31年4月～令和6年3月）の期間中となっています。

この「公の施設の指定管理者制度導入に係る方針」は、本市における制度の導入に対する基本的な考え方や、手続き等を定めたものです。

### ※1 公の施設

地方自治法第244条において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と規定され、地方公共団体が住民のために様々なサービスを提供する施設のことをいいます。なお、市役所庁舎などは、事務所であって公の施設にあたりません。

# 第1編 基本事項

## 第1 指定管理者制度の導入に係る方針

### 1 導入の基本的な考え方

管理権限が、法令で定められているものや政策上直営管理とするものを除き、全ての公の施設（以下「施設」という。）について、指定管理者制度（以下「制度」という。）の導入の可否を判断する。

### 2 導入の判断基準

民間事業者やNPOを含む法人その他の団体（以下「法人等」という。）が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの向上と施設の設置目的を効果的に達成することが期待できる施設については、制度を導入する。

### 3 導入の決定

制度の導入については、施設の管理を所管する部署（以下「施設所管課」という。）の意見を参考とし、桶川市指定管理者制度検討委員会（以下「検討委員会」という。）により方針の決定を行い、庁議に諮り決定する。

## 第2 指定管理者の候補者の募集

### 1 候補者の募集の基本的な考え方

原則、公募により指定管理者の募集を行う。なお、公募に際し、施設の設置目的等を考慮し、条件を設定することができる。

ただし、次の(1)～(6)に掲げる事項に該当する施設については、公募としない。

- (1) 施設の性格、規模、機能等を考慮し、特定の法人等が管理運営を行うことにより、その効用を最大限に発揮できると認められる施設。
- (2) 法令等の規定により特定の法人等が管理を行うこととされている施設。
- (3) 施設に隣接して、特定の法人等が管理する他の施設がある場合において、当該特定の法人等が当該特定の法人等の他の施設と隣接する施設とを一体的に管理することにより、施設の効率的な管理を確保し、及び施設を利用する者の利便性の向上を図ることができると認められる施設。
- (4) 公募に対し応募する法人等が無かった場合や、選定の結果、候補者として相応しい法人等が無かった場合。
- (5) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条の規定に基づき指定されたシルバー人材センターが行う施設

の管理であって、高年齢者の福祉の増進に事業効果の高いものである場合。

(6) 地域の活力を積極的に活用した管理運営を行うことにより、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成すると認められる場合。

## 2 募集の単位

指定管理者の指定は、原則として一つの施設ごとに行う。

ただし、次の場合には、一つの指定管理者による複数の施設の一体的な管理運営を行うことができる。

### (1) 同種の施設

同一の設置管理条例を根拠として施設が複数存在する場合で、住民サービスの向上及び経費の節減、管理運営の一体性の観点から、それらを一括して管理することが適当と判断できるとき。

### (2) 複合施設

異なる設置管理条例を根拠として設置されている公の施設が、同一又は隣接土地建物に複数存在している場合で、施設間の相互連携による一体的な管理運営が合理的かつ効果的であると判断できるとき。

## 3 募集方法の決定

「公募」「非公募」の決定については、施設所管課の意見を参考とし、検討委員会により方針の決定を行い、庁議に諮り決定する。

## 第3 指定管理者の候補者の選定

### 1 候補者の選定の基本的な考え方

候補者の選定について、公募である場合は、提出のあった事業計画書等やプレゼンテーションにより、募集要項で定める選定基準に照らし総合的に審査を行い、最も適当と認める法人等を指定管理者の候補者として選定する。

また、非公募である場合は、提出のあった事業計画書等により、総合的に審査を行い選定する。

### 2 候補者の選定基準

選定基準は、施設所管課において、業務内容、求められるサービス水準等を勘案し、できる限り具体的に定めるものとし、原則として募集要項に記載する。

〈選定基準（例示）〉

- 施設の設置目的が達成できるか。
- 施設の効用を最大限に発揮するとともに経費の縮減が図られるか。
- 事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか。
- 当該業務における指定管理者としての運営実績があるか。

- 利用者の意見が施設の運営に反映される管理が行われるか。
- 緊急時の対応に関する体制が整備されているか。
- 個人情報保護の措置について体制がとられているか。
- 提案金額は適正か。

### 3 候補者の選定の決定

公募による候補者の選定は、桶川市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）及び桶川市指定管理者審査会（以下「審査会」という。）において審議のうえ、市長が決定する。

また、非公募により候補者の選定を行う場合についても同様とする。

ただし、市長が認めた別の審議機関がある場合は、この限りではない。

## 第4 指定管理者による適正な管理運営の確保

### 1 適正な管理運営の確保の基本的な考え方

施設所管課は、指定管理者が事業計画書等に従い適切に施設の管理運営を行っているか確認、検証及び評価し、必要に応じ業務内容等の改善について指示を行う。

### 2 毎年度の事業評価

施設所管課は、毎年度、当該施設における制度の導入効果の確認、検証及び評価を行うとともに、この結果を選定委員会に報告する。

施設所管課は、この報告内容等の結果を市長に報告するとともに、指定管理者に対し適切な指示等を行う。

## 第2編 手続事項

### 第1 制度導入の手続き

#### 1 制度の導入及び募集方法の検討

##### (1) 検討委員会の開催

制度の導入及び募集方法の方針を決定するため、検討委員会を開催する。

##### (2) 制度の導入及び募集方法の方針の決定

検討委員会は、施設所管課より提出のあった調書及び施設所管課とのヒアリング等を参考に、第1編、基本事項、第1に掲げる事項を踏まえ方針の決定を行う。

##### (3) 制度の導入及び募集方法の決定

制度の導入及び募集方法は、庁議に諮り決定する。庁議では、検討委員会による方針の決定結果を踏まえ、総合的に判断し、導入及び募集方法の決定を行う。

##### (4) 導入及び募集方法の結果の周知

導入及び募集方法の決定の結果は、検討委員会の庶務所管課より施設所管課に対し周知を行う。

#### 2 条例の整備【法第244条の2第1項<sup>※2</sup>】

制定する設置管理条例には、次に掲げる事項を規定する。

##### (1) 指定管理者による管理【法第244条の2第3項】

##### (2) 指定の手続【法第244条の2第4項】

##### (3) 管理の基準【法第244条の2第4項】

##### (4) 業務の範囲【法第244条の2第4項】

##### (5) その他必要な事項【法第244条の2第4項】

#### 3 指定期間【法第244条の2第5項】

指定管理者を指定する期間は、原則2年間から5年間の範囲とし、施設の設置目的や指定管理者が行う業務の内容等により判断する。

#### 4 利用料金制度【法第244条の2第8項】

原則として、施設の利用に係る料金を指定管理者の収入とする利用料金制度を採用する。

※2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条関係

## 第2 指定管理者の指定手続

### 1 指定管理者の募集

#### (1) 募集要項の作成

条例及び規則等に定めた指定管理者に係る管理の基準に基づき、実務上必要となる細目について検討し、募集要項を作成する。募集に際し周知すべき事項について、要項の整備を行う。

なお、募集要項には、次に掲げる事項等を明示する。

- ① 施設の概要
- ② 管理の基準及び業務の範囲
- ③ 指定期間
- ④ 利用料金に関する事項
- ⑤ 応募者の資格（※暴力団排除条項を含む）
- ⑥ 応募の条件
- ⑦ 応募の手続
- ⑧ 選定の基準
- ⑨ その他必要な事項

#### (2) 募集の方法

次に掲げる事項に留意し公平・公正な募集を行う。ただし、非公募とする場合は、この限りではない。

- ① 広報やホームページ等を活用し、広く応募者を募集する。
- ② 募集の期間は、より多くの応募者が参加できるよう、一定の期間を確保する。

### 2 指定管理者の候補者の選定

#### (1) 審査会及び選定委員会の設置

指定管理者の候補者を選定するため、選定委員会及び審査会を設置する。ただし、市長が認めた別の審議機関がある場合については、この限りではない。

#### (2) 候補者の選定の方法

候補者の選定について、公募である場合は、提出のあった事業計画書及びプレゼンテーション等により、募集要項で定める選考基準に照らし総合的に審査を行い、最も適当と認める法人等を指定管理者の候補者として選定する。

また、非公募である場合は、提出のあった事業計画書等により、総合的に審査を行い選定する。

なお、候補者による辞退又は選定が取り消された場合は、次に評価の高い応募者を候補者として選定する。

応募する法人等が1者であった場合は、指定管理者の候補者として適切であるかを総合的に審査の上、選定する。

### (3) 選定の結果の通知

選定の結果については、速やかに全ての応募者に対し書面により通知する。

## 3 指定管理者の指定

### (1) 議案の提案【法第244条の2第6項】

指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経る。

なお、議案には、次の事項等を明示する。

- ① 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
- ② 指定管理者となる法人等の名称、主たる事務所の所在地
- ③ 指定期間
- ④ 提案理由

### (2) 指定の通知及び告示

議会の議決を得た場合は、速やかに指定管理者を指定し、その旨を指定管理者に書面で通知するとともに、告示を行う。

### (3) 協定の締結

市と指定管理者は、双方の意思を確認するため、管理に係る細目的事項や市が負担する管理費用などを定めた協定を書面で締結し、基本的な内容を明らかにする。なお、協定書には、次の事項を定める。

- ① 指定期間に関する事項
- ② 管理運營業務の内容に関する事項
- ③ 事業計画に関する事項
- ④ 利用料金に関する事項
- ⑤ 事業報告に関する事項
- ⑥ 管理費運営経費に関する事項
- ⑦ 責任分担に関する事項
- ⑧ 指定の取消し（※暴力団排除事項を含む）及び管理業務の停止に関する事項
- ⑨ 個人情報の保護及び情報公開に関する事項
- ⑩ 苦情処理に関する事項
- ⑪ 事故及び損害に関する事項
- ⑫ その他必要な事項

## 第3 個人情報保護と情報公開

### 1 個人情報保護

指定管理者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の適正な管

理に努めるとともに、個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう、必要な措置を講じなければならない。

## 2 情報公開

指定管理者は、情報公開に努める。ただし、非公開となり得る情報はこの限りではない。

# 第4 指定管理者による適正な管理運営の確保

## 1 確認、検証及び評価（モニタリング）の手法

確認、検証及び評価の具体的な手法は、次に掲げる事項を踏まえ、施設の設置目的等に応じ、施設所管課と指定管理者の双方が協議、調整の上、決定する。

### (1) 指定管理者からの報告【法第244条の2第7項】

指定管理者が提出する事業報告書（年次報告書）のほか、月別の管理運営状況を把握する必要がある場合は、業務仕様書及び協定書において詳細を定め、月次報告書として提出を求める。

### (2) 実地調査の実施【法第244条の2第10項】

施設所管課は、指定管理者における施設の管理の適正を期すため、定期的または随時、実地調査を行う。実地調査では、施設及び設備の管理、点検状況、職員の配置状況等について調査し、必要な指示を行う。

### (3) 施設利用者へのアンケート調査の実施

施設所管課は、指定管理者における施設の管理の適正を期すため、定期的または随時、施設利用者を対象としたアンケート調査を行う。

アンケート調査では、事業計画書等に基づく事業内容のほか、施設及び設備の管理状況や職員の対応等についての意見や満足度等を聴取する。

### (4) 事業評価の実施

施設所管課は、前項(1)から(3)に基づき、毎年度、当該施設の制度の導入効果の検証及び評価を行う。

また、施設所管課は、この結果を選定委員会に報告するとともに、報告内容等の結果を市長に報告する。

## 2 指定の取消し・業務の停止【法第244条の2第11項】

指定の取消し・業務の停止は、次の手順により行う。

- (1) 施設所管課は、実施調査等の結果、指定管理者の管理状況が事業計画書等に記載された水準に達していないと認められた場合は、速やかに必要な指示を行う。

また、指定管理者が正当な理由なく指示に従わない場合、その他指定管理者による管理の継続が適当でないと判断した場合は、書面により選定委員会に報告する。

- (2) 選定委員会は、前項(1)により施設所管課から提出があった書面報告書及び施設所管課からのヒアリング等を参考に、必要に応じ「指定の取消し」又は「業務の停止」等の方針の決定を行い、市長に報告を行う。
- (3) 市長は、前項(2)の報告を受け、「指定の取消し」又は「業務の停止」等の決定を行う。施設所管課は、市長の決定に基づき所定の手続きを行う。